

(整理番号 521)

**大阪地方最低賃金審議会**  
令和5年度第1回大阪府電気機械器具製造関連産業  
最低賃金専門部会議事要旨

- 1 日 時 令和5年8月24日(木)  
午前9時30分から同10時40分
- 2 場 所 大阪合同庁舎第2号館9階 共用会議室B
- 3 出席者  
公益を代表する委員 3名  
労働者を代表する委員 2名  
使用者を代表する委員 3名
- 4 議 事
  - (1) 部会長及び部会長代理の選出について
  - (2) 審議の進め方について
  - (3) 審議資料について
  - (4) 大阪府電気機械器具製造関連産業最低賃金の改正決定の必要性の有無について
- 5 議事要旨
  - (1) 部会長に表田委員、部会長代理に衣笠委員が選出された。
  - (2) 最低賃金の今後の審議に関し、改正決定の必要性の有無、改正決定の必要性有りとなった場合に金額審議へ進むことの確認が行われた。
  - (3) 事務局から審議資料について説明を行った。
  - (4) 改正決定の必要性の有無について、以下の通り労使委員から主張があり、継続審議となった。  
労側委員からは、大阪における電機連合の企業内最低賃金協定化の取組や今年度の水準引上げのための取組を何としてでも大阪の電機産業に働く未組織労働者や非正規労働者の賃金底上げに繋げる必要がある等の理由から必要性有りとの主張があった。

使側委員からは、大阪府の産業別賃上げ状況において、電気機械機器の企業規模300人未満の賃上げ率である3.1%と同程度水準の引上げは必要と考えるが、継続的な賃上げを実現するためにも来年以降の企業の支払能力に影響を及ぼすような過度な引上げを行うべきでない等の理由から必要性無しとの主張があった。

(5) 次回は、本日の議論を踏まえ、引き続き審議を進める旨労使双方に確認され、審議は終了した。